

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

（下線部分は今回変更部分）

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)	(新)	備 考																																																
			内 容	内 容																																																	
1	8	表中	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害研究機関</td> <td>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>郵便事業株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>医療機関及び医療関係機関</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設及び道路の管理者</td> <td>1 河川管理施設及び道路の管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い	電気事業者	1 電気の安定的な供給	ガス事業者	1 ガスの安定的な供給	郵便事業株式会社	1 郵便の確保	医療機関及び医療関係機関	1 医療の確保	河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害研究機関</td> <td>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>日本郵政株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>医療機関及び医療関係機関</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設及び道路の管理者</td> <td>1 河川管理施設及び道路の管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い	電気事業者	1 電気の安定的な供給	ガス事業者	1 ガスの安定的な供給	日本郵政株式会社	1 郵便の確保	医療機関及び医療関係機関	1 医療の確保	河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	<p>・組織名称の変更</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																				
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等																																																				
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送																																																				
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																																				
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い																																																				
電気事業者	1 電気の安定的な供給																																																				
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給																																																				
郵便事業株式会社	1 郵便の確保																																																				
医療機関及び医療関係機関	1 医療の確保																																																				
河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理																																																				
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																																				
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																																				
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																				
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等																																																				
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送																																																				
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																																				
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い																																																				
電気事業者	1 電気の安定的な供給																																																				
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給																																																				
日本郵政株式会社	1 郵便の確保																																																				
医療機関及び医療関係機関	1 医療の確保																																																				
河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理																																																				
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																																				
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																																				

資料4-2

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

(下線部分は今回変更部分)

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)	(新)	備 考
			内 容	内 容	
2	11	2 10	(3) 人口分布 総人口は、平成25年で約1,801千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約739千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約878千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。 また、65歳以上の高齢者人口は約489千人で総人口に占める割合は27.2%、中でも75歳以上の後期高齢者人口は約270千人で総人口に占める割合は15.0%であり、10年前の平成15年は、それぞれ22.8%、10.8%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。 さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が6割を超えている。	(3) 人口分布 総人口は、平成26年で約1,795千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約740千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約881千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。 また、65歳以上の高齢者人口は約503千人で総人口に占める割合は28%、中でも75歳以上の後期高齢者人口は約273千人で総人口に占める割合は15.2%であり、11年前の平成15年は、それぞれ22.8%、10.8%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。 さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が8割となっている。	・最新データへの修正
		脚注	*1 熊本県総人口1,801,495人 平成25年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *2 熊本市人口739,541人 平成25年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口878,546人 平成25年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)	*1 熊本県総人口1,794,623人 平成26年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *2 熊本市人口740,204人 平成26年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口881,095人 平成26年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)	
3	11	17	(4) 水資源（豊富な地下水） 熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約1,004千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約81%*5と極めて高い。	(4) 水資源（豊富な地下水） 熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約1,006千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約81%*5と極めて高い。	・最新データへの修正
		脚注	*4 「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の平成25年10月1日現在の人口1,004,177人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、平成25年9月30日現在の人口】 *5 水道の地下水依存率81.4% 「熊本県の水道」平成24年3月31日現在【熊本県環境生活部】	*4 「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の平成26年10月1日現在の人口1,006,772人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、平成26年9月30日現在の人口】 *5 水道の地下水依存率80.7% 「熊本県の水道」平成25年3月31日現在【熊本県環境生活部】	
4	12	脚注	*1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部)平成24年4月現在	*1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部)平成26年4月現在	・最新データへの修正

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

(下線部分は今回変更部分)

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)				(新)				備考																																																																													
			内 容				内 容																																																																																	
5	13	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>主な港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">三角港</td> <td rowspan="5">宇城市三角町</td> <td rowspan="5">熊本県</td> <td>- 9 m岸壁 : 2バース (10,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 8 m岸壁 : 1バース (6,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 7.5 m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 5バース (700t級)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>野積場・荷捌地 : 59,282㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">八代港</td> <td rowspan="7">八代市港町</td> <td rowspan="7">熊本県</td> <td>- 1.2 m岸壁 : 2バース (30,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 1.0 m岸壁 : 4バース (12,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 9 m岸壁 : 1バース (10,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 7.5 m岸壁 : 4バース (5,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 5.5 m岸壁 : 8バース (2,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 9バース (1,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>野積場・荷捌地 : 622,569㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">熊本港</td> <td rowspan="5">熊本市新港1丁目</td> <td rowspan="5">熊本県</td> <td>- 7.5 m岸壁 : 1バース (5,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 5.5 m岸壁 : 3バース (2,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 5 m岸壁 : 2バース (フェリー)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 2バース (700t級)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>荷捌地 : 74,940㎡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理者	主な港湾施設	三角港	宇城市三角町	熊本県	- 9 m岸壁 : 2バース (10,000t級)	- 8 m岸壁 : 1バース (6,000t級)	- 7.5 m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船)	- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)	- 4.5 m岸壁 : 5バース (700t級)				野積場・荷捌地 : 59,282㎡	八代港	八代市港町	熊本県	- 1.2 m岸壁 : 2バース (30,000t級)	- 1.0 m岸壁 : 4バース (12,000t級)	- 9 m岸壁 : 1バース (10,000t級)	- 7.5 m岸壁 : 4バース (5,000t級)	- 5.5 m岸壁 : 8バース (2,000t級)	- 4.5 m岸壁 : 9バース (1,000t級)	- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)				野積場・荷捌地 : 622,569㎡	熊本港	熊本市新港1丁目	熊本県	- 7.5 m岸壁 : 1バース (5,000t級)	- 5.5 m岸壁 : 3バース (2,000t級)	- 5 m岸壁 : 2バース (フェリー)	- 4.5 m岸壁 : 2バース (700t級)				荷捌地 : 74,940㎡	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>主な港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">三角港</td> <td rowspan="6">宇城市三角町</td> <td rowspan="6">熊本県</td> <td>- 1.0 m岸壁 : 1バース (10,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 9 m岸壁 : 2バース (10,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 7.5 m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船)</td> </tr> <tr> <td>- 5.5 m岸壁 : 1バース (2,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 5バース (700t級)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>野積場・荷捌地 : 64,784㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">八代港</td> <td rowspan="7">八代市港町</td> <td rowspan="7">熊本県</td> <td>- 1.4 m岸壁 : 1バース (55,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 1.2 m岸壁 : 1バース (30,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 1.0 m岸壁 : 4バース (15,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 9 m岸壁 : 1バース (8,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 7.5 m岸壁 : 4バース (5,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 5.5 m岸壁 : 8バース (2,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 9バース (700t級)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>野積場・荷捌地 : 626,931㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">熊本港</td> <td rowspan="5">熊本市西區新港1丁目</td> <td rowspan="5">熊本県</td> <td>- 7.5 m岸壁 : 1バース (5,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 5.5 m岸壁 : 3バース (2,000t級)</td> </tr> <tr> <td>- 5 m岸壁 : 2バース (フェリー)</td> </tr> <tr> <td>- 4.5 m岸壁 : 2バース (700t級)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>荷捌地 : 74,940㎡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理者	主な港湾施設	三角港	宇城市三角町	熊本県	- 1.0 m岸壁 : 1バース (10,000t級)	- 9 m岸壁 : 2バース (10,000t級)	- 7.5 m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船)	- 5.5 m岸壁 : 1バース (2,000t級)	- 4.5 m岸壁 : 5バース (700t級)				野積場・荷捌地 : 64,784㎡	八代港	八代市港町	熊本県	- 1.4 m岸壁 : 1バース (55,000t級)	- 1.2 m岸壁 : 1バース (30,000t級)	- 1.0 m岸壁 : 4バース (15,000t級)	- 9 m岸壁 : 1バース (8,000t級)	- 7.5 m岸壁 : 4バース (5,000t級)	- 5.5 m岸壁 : 8バース (2,000t級)	- 4.5 m岸壁 : 9バース (700t級)	- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)				野積場・荷捌地 : 626,931㎡	熊本港	熊本市西區新港1丁目	熊本県	- 7.5 m岸壁 : 1バース (5,000t級)	- 5.5 m岸壁 : 3バース (2,000t級)	- 5 m岸壁 : 2バース (フェリー)	- 4.5 m岸壁 : 2バース (700t級)				荷捌地 : 74,940㎡	・最新データへの修正
			名称	所在地	管理者	主な港湾施設																																																																																		
三角港	宇城市三角町	熊本県	- 9 m岸壁 : 2バース (10,000t級)																																																																																					
			- 8 m岸壁 : 1バース (6,000t級)																																																																																					
			- 7.5 m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 5バース (700t級)																																																																																					
			野積場・荷捌地 : 59,282㎡																																																																																					
八代港	八代市港町	熊本県	- 1.2 m岸壁 : 2バース (30,000t級)																																																																																					
			- 1.0 m岸壁 : 4バース (12,000t級)																																																																																					
			- 9 m岸壁 : 1バース (10,000t級)																																																																																					
			- 7.5 m岸壁 : 4バース (5,000t級)																																																																																					
			- 5.5 m岸壁 : 8バース (2,000t級)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 9バース (1,000t級)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)																																																																																					
			野積場・荷捌地 : 622,569㎡																																																																																					
熊本港	熊本市新港1丁目	熊本県	- 7.5 m岸壁 : 1バース (5,000t級)																																																																																					
			- 5.5 m岸壁 : 3バース (2,000t級)																																																																																					
			- 5 m岸壁 : 2バース (フェリー)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 2バース (700t級)																																																																																					
						荷捌地 : 74,940㎡																																																																																		
名称	所在地	管理者	主な港湾施設																																																																																					
三角港	宇城市三角町	熊本県	- 1.0 m岸壁 : 1バース (10,000t級)																																																																																					
			- 9 m岸壁 : 2バース (10,000t級)																																																																																					
			- 7.5 m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船)																																																																																					
			- 5.5 m岸壁 : 1バース (2,000t級)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 5バース (700t級)																																																																																					
						野積場・荷捌地 : 64,784㎡																																																																																		
八代港	八代市港町	熊本県	- 1.4 m岸壁 : 1バース (55,000t級)																																																																																					
			- 1.2 m岸壁 : 1バース (30,000t級)																																																																																					
			- 1.0 m岸壁 : 4バース (15,000t級)																																																																																					
			- 9 m岸壁 : 1バース (8,000t級)																																																																																					
			- 7.5 m岸壁 : 4バース (5,000t級)																																																																																					
			- 5.5 m岸壁 : 8バース (2,000t級)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 9バース (700t級)																																																																																					
- 4.5 m岸壁 : 1バース (フェリー)																																																																																								
			野積場・荷捌地 : 626,931㎡																																																																																					
熊本港	熊本市西區新港1丁目	熊本県	- 7.5 m岸壁 : 1バース (5,000t級)																																																																																					
			- 5.5 m岸壁 : 3バース (2,000t級)																																																																																					
			- 5 m岸壁 : 2バース (フェリー)																																																																																					
			- 4.5 m岸壁 : 2バース (700t級)																																																																																					
						荷捌地 : 74,940㎡																																																																																		
脚注	* 1 「くまもとの港2008」（熊本県土木部）	* 1 「くまもとの港」（熊本県土木部）																																																																																						
6	14	10	(9) 消防力 本県の消防力は、 <u>13</u> 消防本部 <u>2,242</u> 人、消防団は <u>45</u> 消防団 <u>34,417</u> 人であり、消防団員数では、全国第 <u>5</u> 位*1である。	(9) 消防力 本県の消防力は、 <u>12</u> 消防本部 <u>2,254</u> 人、消防団は <u>45</u> 消防団 <u>34,576</u> 人であり、消防団員数では、全国第 <u>4</u> 位*1である。	・最新データへの修正																																																																																			
		11	脚注	* 1 「平成 <u>25</u> 年版消防白書」（消防庁）		* 1 「平成 <u>26</u> 年版消防白書」（消防庁）																																																																																		
7	14	23	(11) 医療の確保 本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が <u>1,964.1</u> 床で全国第 <u>3</u> 位、一般診療所が <u>341.1</u> 床で全国第 <u>3</u> 位*3になっている。	(11) 医療の確保 本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が <u>1,956.7</u> 床で全国第 <u>3</u> 位、一般診療所が <u>320.3</u> 床で全国第 <u>3</u> 位*3になっている。	・最新データへの修正																																																																																			
		脚注	* 3 「平成 <u>23</u> 年医療施設調査」（厚生労働省）平成 <u>23</u> 年10月1日現在	* 3 「平成 <u>25</u> 年医療施設調査」（厚生労働省）平成 <u>25</u> 年10月1日現在																																																																																				
8	15	2	(12) 食料の確保 本県の農業は、平成 <u>22</u> 年の総合自給率で <u>154%</u> （生産額ベース）、主な品目では、米が <u>163%</u> 、野菜が <u>283%</u> 、果実が <u>115%</u> 、牛肉が <u>196%</u> であり、食料供給県としての位置にある。（県農林水産部試算）*1	(12) 食料の確保 本県の農業は、平成 <u>23</u> 年の総合自給率で <u>151%</u> （生産額ベース）、主な品目では、米が <u>158%</u> 、野菜が <u>278%</u> 、果実が <u>116%</u> 、牛肉が <u>170%</u> であり、食料供給県としての位置にある。（県農林水産部試算）*1	・最新データへの修正																																																																																			
		3	脚注	* 1 「平成 <u>23</u> ～ <u>24</u> 年度熊本県農業動向年報」（熊本県農林水産部）		* 1 「平成 <u>24</u> ～ <u>25</u> 年度熊本県農業動向年報」（熊本県農林水産部）																																																																																		

資料4-2

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

(下線部分は今回変更部分)

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)	(新)	備 考
			内 容	内 容	
9	15	6 8	(13) 観光客への対応 本県を訪れる観光客は、総数で約 <u>59,196</u> 千人、うち、宿泊客が約 <u>6,634</u> 千人である。中でも県外からの観光客は総数で約 <u>26,330</u> 千人、宿泊客でも約 <u>5,540</u> 千人となっている。また、外国からの観光客は、宿泊客約 <u>302</u> 千人となっている。*2	(13) 観光客への対応 本県を訪れる観光客は、総数で約 <u>61,189</u> 千人、うち、宿泊客が約 <u>6,839</u> 千人である。中でも県外からの観光客は総数で約 <u>28,091</u> 千人、宿泊客でも約 <u>5,719</u> 千人となっている。また、外国からの観光客は、宿泊客約 <u>423</u> 千人となっている。*2	・最新データへの修正
		脚注	*2 「平成 <u>24</u> 年熊本県観光統計表」(熊本県商工観光労働部)	*2 「平成 <u>25</u> 年熊本県観光統計表」(熊本県商工観光労働部)	
10	18 21	表 1	表-1 市町村別人口及び年齢構成(5歳階級別人口) 【統計資料:平成 <u>25</u> 年10月1日現在 熊本県推計人口調査(熊本県企画振興部)】	表-1 市町村別人口及び年齢構成(5歳階級別人口) 【統計資料:平成 <u>26</u> 年10月1日現在 熊本県推計人口調査(熊本県企画振興部)】	・最新データへの修正
			市町村別人口密度(平成 <u>25</u> 年10月1日現在)	市町村別人口密度(平成 <u>26</u> 年10月1日現在)	
11	22	図 3	市町村面積:平成 <u>25</u> 年全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省) 人口:平成 <u>25</u> 年10月1日現在 熊本県推計人口調査(熊本県企画振興部)	市町村面積:平成 <u>26</u> 年全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省) 人口:平成 <u>26</u> 年10月1日現在 熊本県推計人口調査(熊本県企画振興部)	・最新データへの修正

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

（下線部分は今回変更部分）

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)				(新)				備 考	
			内 容				内 容					
12	56 57	表中	国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	・所管省庁の変 更	
			第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省		
				2号	ガス工作物	経済産業省		2号	ガス工作物	経済産業省		
				3号	取水施設、貯水施設、浄水 施設、配水池	厚生労働省		3号	取水施設、貯水施設、浄水 施設、配水池	厚生労働省		
				4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省		
				5号	電気通信事業用交換設備	総務省		5号	電気通信事業用交換設備	総務省		
				6号	放送用無線設備	総務省		6号	放送用無線設備	総務省		
				7号	水域施設、係留施設	国土交通省		7号	水域施設、係留施設	国土交通省		
				8号	滑走路等、旅客ターミナ ル施設、航空保安施設	国土交通省		8号	滑走路等、旅客ターミナ ル施設、航空保安施設	国土交通省		
				9号	ダム	国土交通省		9号	ダム	国土交通省		
				第28条	1号	危険物	総務省消防庁	第28条	1号	危険物		総務省消防庁
					2号	毒劇物（毒物及び劇物取締 法）	厚生労働省		2号	毒劇物（毒物及び劇物取締 法）		厚生労働省
					3号	火薬類	経済産業省		3号	火薬類		経済産業省
					4号	高压ガス	経済産業省		4号	高压ガス		経済産業省
					5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）	<u>文部科学省、経済産業省</u>		5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）		<u>原子力規制委員会</u>
					6号	核原料物質	<u>文部科学省、経済産業省</u>		6号	核原料物質		<u>原子力規制委員会</u>
					7号	放射性同位元素（汚染物質 を含む。）	<u>文部科学省</u>		7号	放射性同位元素（汚染物質 を含む。）		<u>原子力規制委員会</u>
					8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省、農林水産省		8号	毒劇物（薬事法）		厚生労働省、農林水産省
					9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省		9号	電気工作物内の高压ガス		経済産業省
					10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）		10号	生物剤、毒素		各省庁（主務大臣）
					11号	毒性物質	経済産業省		11号	毒性物質		経済産業省

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

（下線部分は今回変更部分）

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)	(新)	備考																				
			内容	内容																					
13	65	表中	<p>⑥ 県連絡本部の組織図は以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">本部会議</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部（公室）長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他県の職員（必要に応じ知事が任命）</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">本部室</th> </tr> <tr> <td> 室長：危機管理監 室次長：危機管理防災課長 班長：統括班長（危機管理防災課長） 広報班長（広報課長） 情報班長（市町村行政課長） 救援班長（健康福祉政策課長） 道路班長（道路保全課長） その他必要に応じ本部長が指名した者 </td> </tr> </table> </div>	本部長	知事	副本部長	副知事	本部員	各部（公室）長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※2	その他県の職員（必要に応じ知事が任命）		本部室	室長：危機管理監 室次長：危機管理防災課長 班長：統括班長（危機管理防災課長） 広報班長（広報課長） 情報班長（市町村行政課長） 救援班長（健康福祉政策課長） 道路班長（道路保全課長） その他必要に応じ本部長が指名した者	<p>⑥ 県連絡本部の組織図は以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">本部会議</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部（公室）長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他県の職員（必要に応じ知事が任命）</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">本部室</th> </tr> <tr> <td> 室長：危機管理監 室次長：危機管理防災課長 班長：統括班長（危機管理防災課長） 広報班長（広報課長） 情報班長（市町村課長） 救援班長（健康福祉政策課長） 道路班長（道路保全課長） その他必要に応じ本部長が指名した者 </td> </tr> </table> </div>	本部長	知事	副本部長	副知事	本部員	各部（公室）長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※2	その他県の職員（必要に応じ知事が任命）		本部室	室長：危機管理監 室次長：危機管理防災課長 班長：統括班長（危機管理防災課長） 広報班長（広報課長） 情報班長（市町村課長） 救援班長（健康福祉政策課長） 道路班長（道路保全課長） その他必要に応じ本部長が指名した者	<p>・ 県の組織名称の変更</p>
本部長	知事																								
副本部長	副知事																								
本部員	各部（公室）長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※2																								
その他県の職員（必要に応じ知事が任命）																									
本部室																									
室長：危機管理監 室次長：危機管理防災課長 班長：統括班長（危機管理防災課長） 広報班長（広報課長） 情報班長（市町村行政課長） 救援班長（健康福祉政策課長） 道路班長（道路保全課長） その他必要に応じ本部長が指名した者																									
本部長	知事																								
副本部長	副知事																								
本部員	各部（公室）長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※2																								
その他県の職員（必要に応じ知事が任命）																									
本部室																									
室長：危機管理監 室次長：危機管理防災課長 班長：統括班長（危機管理防災課長） 広報班長（広報課長） 情報班長（市町村課長） 救援班長（健康福祉政策課長） 道路班長（道路保全課長） その他必要に応じ本部長が指名した者																									

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

（下線部分は今回変更部分）

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)	(新)	備 考																								
			内 容	内 容																									
14	66	表中	<p>別表 本部室における各班の事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>広 報 班 (広 報 課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報に関する事項 2. 報道機関との連絡調整に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の被災情報の収集に関する事項 2. 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>救 援 班 (健康福祉政策課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救援に関する情報収集に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>道 路 班 (道路保全課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握に関する事項 2. 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	班	分 掌 事 務	統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項 	広 報 班 (広 報 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報に関する事項 2. 報道機関との連絡調整に関する事項 	情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の被災情報の収集に関する事項 2. 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項 	救 援 班 (健康福祉政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援に関する情報収集に関する事項 	道 路 班 (道路保全課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握に関する事項 2. 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 	<p>別表 本部室における各班の事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>広 報 班 (広 報 課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報に関する事項 2. 報道機関との連絡調整に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>情 報 班 (市町村課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の被災情報の収集に関する事項 2. 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>救 援 班 (健康福祉政策課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救援に関する情報収集に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>道 路 班 (道路保全課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握に関する事項 2. 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	班	分 掌 事 務	統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項 	広 報 班 (広 報 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報に関する事項 2. 報道機関との連絡調整に関する事項 	情 報 班 (市町村課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の被災情報の収集に関する事項 2. 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項 	救 援 班 (健康福祉政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援に関する情報収集に関する事項 	道 路 班 (道路保全課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握に関する事項 2. 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 	<p>・ 県の組織名称の変更</p>
班	分 掌 事 務																												
統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項 																												
広 報 班 (広 報 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報に関する事項 2. 報道機関との連絡調整に関する事項 																												
情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の被災情報の収集に関する事項 2. 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項 																												
救 援 班 (健康福祉政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援に関する情報収集に関する事項 																												
道 路 班 (道路保全課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握に関する事項 2. 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 																												
班	分 掌 事 務																												
統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項 																												
広 報 班 (広 報 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報に関する事項 2. 報道機関との連絡調整に関する事項 																												
情 報 班 (市町村課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の被災情報の収集に関する事項 2. 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項 																												
救 援 班 (健康福祉政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援に関する情報収集に関する事項 																												
道 路 班 (道路保全課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握に関する事項 2. 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 																												

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

（下線部分は今回変更部分）

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)	(新)	備考
			内容		
15	72	表中	<p>① 県対策本部の組織図は以下のとおりとする。</p>	<p>① 県対策本部の組織図は以下のとおりとする。</p>	<p>・ 県の組織名称の変更</p>

熊本県国民保護計画の変更案（新旧対照表）

（下線部分は今回変更部分）

修正 No.	頁	行 (変更前 計画)	(旧)		(新)		備考																																																				
			内 容		内 容																																																						
16	76	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)</td> <td>1 国民保護措置の総合調整に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項</td> </tr> <tr> <td>3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項</td> </tr> <tr> <td>4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項</td> </tr> <tr> <td>5 県対策本部の設置及び運営に関する事項</td> </tr> <tr> <td>6 情報の収集及び分析に関する事項</td> </tr> <tr> <td>7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項</td> </tr> <tr> <td>8 その他県対策本部長の指示する事項</td> </tr> <tr> <td>9 警報の通知に関する事項</td> </tr> <tr> <td>10 避難の指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>11 緊急通報の発令に関する事項</td> </tr> <tr> <td>12 逃避の指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>13 警戒区域の設定に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広 報 班 (広 報 課)</td> <td>1 国民保護に係る広報に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)</td> <td>1 市町村の被災情報の収集に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項</td> </tr> <tr> <td>救 援 班 (健康福祉政策課)</td> <td>1 救援の活動状況の把握に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道 路 班 (道路保全課)</td> <td>1 道路状況の把握に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	班	分 掌 事 務	統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1 国民保護措置の総合調整に関する事項	2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項	3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項	4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項	5 県対策本部の設置及び運営に関する事項	6 情報の収集及び分析に関する事項	7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項	8 その他県対策本部長の指示する事項	9 警報の通知に関する事項	10 避難の指示に関する事項	11 緊急通報の発令に関する事項	12 逃避の指示に関する事項	13 警戒区域の設定に関する事項	広 報 班 (広 報 課)	1 国民保護に係る広報に関する事項	2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項	情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)	1 市町村の被災情報の収集に関する事項	2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項	救 援 班 (健康福祉政策課)	1 救援の活動状況の把握に関する事項	道 路 班 (道路保全課)	1 道路状況の把握に関する事項	2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)</td> <td>1 国民保護措置の総合調整に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項</td> </tr> <tr> <td>3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項</td> </tr> <tr> <td>4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項</td> </tr> <tr> <td>5 県対策本部の設置及び運営に関する事項</td> </tr> <tr> <td>6 情報の収集及び分析に関する事項</td> </tr> <tr> <td>7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項</td> </tr> <tr> <td>8 その他県対策本部長の指示する事項</td> </tr> <tr> <td>9 警報の通知に関する事項</td> </tr> <tr> <td>10 避難の指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>11 緊急通報の発令に関する事項</td> </tr> <tr> <td>12 逃避の指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>13 警戒区域の設定に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広 報 班 (広 報 課)</td> <td>1 国民保護に係る広報に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情 報 班 (市町村課)</td> <td>1 市町村の被災情報の収集に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項</td> </tr> <tr> <td>救 援 班 (健康福祉政策課)</td> <td>1 救援の活動状況の把握に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道 路 班 (道路保全課)</td> <td>1 道路状況の把握に関する事項</td> </tr> <tr> <td>2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	班	分 掌 事 務	統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1 国民保護措置の総合調整に関する事項	2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項	3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項	4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項	5 県対策本部の設置及び運営に関する事項	6 情報の収集及び分析に関する事項	7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項	8 その他県対策本部長の指示する事項	9 警報の通知に関する事項	10 避難の指示に関する事項	11 緊急通報の発令に関する事項	12 逃避の指示に関する事項	13 警戒区域の設定に関する事項	広 報 班 (広 報 課)	1 国民保護に係る広報に関する事項	2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項	情 報 班 (市町村課)	1 市町村の被災情報の収集に関する事項	2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項	救 援 班 (健康福祉政策課)	1 救援の活動状況の把握に関する事項	道 路 班 (道路保全課)	1 道路状況の把握に関する事項	2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項	<p>・ 県の組織名称の変更</p>
班	分 掌 事 務																																																										
統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1 国民保護措置の総合調整に関する事項																																																										
	2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項																																																										
	3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項																																																										
	4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項																																																										
	5 県対策本部の設置及び運営に関する事項																																																										
	6 情報の収集及び分析に関する事項																																																										
	7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項																																																										
	8 その他県対策本部長の指示する事項																																																										
	9 警報の通知に関する事項																																																										
	10 避難の指示に関する事項																																																										
	11 緊急通報の発令に関する事項																																																										
	12 逃避の指示に関する事項																																																										
	13 警戒区域の設定に関する事項																																																										
広 報 班 (広 報 課)	1 国民保護に係る広報に関する事項																																																										
	2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項																																																										
情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)	1 市町村の被災情報の収集に関する事項																																																										
	2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項																																																										
救 援 班 (健康福祉政策課)	1 救援の活動状況の把握に関する事項																																																										
道 路 班 (道路保全課)	1 道路状況の把握に関する事項																																																										
	2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項																																																										
班	分 掌 事 務																																																										
統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1 国民保護措置の総合調整に関する事項																																																										
	2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項																																																										
	3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項																																																										
	4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項																																																										
	5 県対策本部の設置及び運営に関する事項																																																										
	6 情報の収集及び分析に関する事項																																																										
	7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項																																																										
	8 その他県対策本部長の指示する事項																																																										
	9 警報の通知に関する事項																																																										
	10 避難の指示に関する事項																																																										
	11 緊急通報の発令に関する事項																																																										
	12 逃避の指示に関する事項																																																										
	13 警戒区域の設定に関する事項																																																										
広 報 班 (広 報 課)	1 国民保護に係る広報に関する事項																																																										
	2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項																																																										
情 報 班 (市町村課)	1 市町村の被災情報の収集に関する事項																																																										
	2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項																																																										
救 援 班 (健康福祉政策課)	1 救援の活動状況の把握に関する事項																																																										
道 路 班 (道路保全課)	1 道路状況の把握に関する事項																																																										
	2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項																																																										
17	116	21 23	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報及び公示等 ③ 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報を原子力発電所の所在する近隣県若しくは電気事業者等から得たとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報及び公示等 ③ 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報を原子力発電所の所在する近隣県若しくは電気事業者等から得たとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。</p>																																																							
18	参考	用語集	<table border="1"> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省。</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>沖縄総合事務局、管区警察庁、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理庁、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局</td> </tr> </table>	指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省。	指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察庁、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理庁、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局	<table border="1"> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局</td> </tr> </table>	指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。	指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局	<p>・ 行政機関の加除</p>																																														
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省。																																																										
指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察庁、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理庁、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局																																																										
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。																																																										
指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局																																																										